外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部管財課

指 摘 事 項 措 置 状 況

(指摘 No.6)ポンプ場維持管理費の集計漏れ について

松山市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)の「2. 今後 10年間の維持管理・ 更新等に係る経費の見込み」に今後 10年間 の維持管理・修繕に要する支出見込み額を 表形式で記載している。

この維持管理・修繕に要する当該支出見込み額について、毎年度総務省から照会のある「地方財政状況調査(決算統計)」の作成作業の際の分析データ等を用いて試算していることを担当者に確認したが、河川に係る当該支出見込み額として考慮すべき下記ポンプ場運転管理事業が決算統計の分析では「普通建設事業費」とされていたため、集計漏れが生じ、今後10年間の維持管理・修繕費が230,642千円過小に算定されていた。結果として、長寿命化対策後の効果額が230,642千円過大となっており、これを修正する必要がある。

ポンプ場維持管理費の見込額を精査し、 松山市公共施設等総合管理計画中「2.今後10年間の維持管理・更新等に係る経費 の見込み一公共施設(一般会計)一維持管理・修繕の額」を以下のとおり修正した(令和5年5月計画改訂済。)。

修正前 7,246 百万円 修正後 7,483 百万円

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

(指摘5)耐用年数経過時に単純更新した場合の金額等の算出方法の適正化

松山市公共施設等総合管理計画(本編)第5章「2. 今後 10 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み」に耐用年数経過時に単純更新した場合の数値を表形式で記載している。この点、下記 2 点を修正する必要があることが発見された。

- ①主に道路橋梁に関する維持管理・修繕と改修の見積もり方法と想定される支出との間に比較的大きな差異があったため、見積もり方法を変更する必要があった。
- ②市道について、長寿命化の対象は幹線道路であるが、単純更新した場合の費用に生活道路も含めたことで、単純更新に要する費用が過大に算出され、長寿命化対策の効果額が実態と大きく乖離している。そのため、計画上の比較対象の諸条件を整理し、「耐用年数経過時に単純更新した場合」の費用を修正する必要があった。

- ①耐用年数経過時の更新という形式的な 見積ではなく、点検結果や修繕の実績等を 考慮するなど、実態に則した見積方法に修 正した。
- ②「耐用年数経過時に単純更新した場合」 の費用から生活道路分を除き、松山市公共 施設等総合管理計画の費用を修正した。

外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部 道路河川管理課

指 摘 事 項

(指摘7)市管理橋梁の点検漏れ

- 一般財団法人日本みち研究所が Web 上で公開している「全国道路施設点検データベース〜損傷マップ〜」を監査人にてサンプルベースで閲覧したところ、市道間に架橋された道路橋の一部に、国土交通省、県、市等のいずれも関与していない橋を2件発見した。
- ①眞情大橋(まごころおおはし) 平成2年7月 設置
- ②二反地橋(にたんぢはし) 平成2年7月設置いずれの橋も、橋梁設置者である愛媛県から松山市へ管理が移管され、橋梁台帳は作成されていたが、市において点検対象橋梁の一覧表へ登載がされていなかった。いずれの橋も、地域住民の生活道路として交通量が多く、点検を失念したまま放置することは安全上問題があるため、これらの点検を速やかに実施することが必要である。

措 置 状 況

指摘のあった『眞情大橋』、『二反地橋』については、橋梁台帳は作成されているものの、点検橋梁の一覧表から漏れており点検が未実施であった。

一覧表への登載漏れの原因としては、橋梁 台帳への追加時に係間での情報共有がな されて無かったことが考えられる。

今後は橋梁台帳に新規追加する場合は、受付・台帳登録の作業を行う段階で、点検一覧表への追加のチェック項目を設けて決裁を行い、確実な引継ぎが行えるよう事務手続きを徹底させる。

監査中の指摘を受けて、令和4年12月に 職員の目視による点検を行い、緊急を要す るような損傷や劣化が確認されなかった ことから、日常のパトロールで重点的に観 察を続けた。

なお該当の2橋については、令和5年度に 定期点検業務委託を発注し、令和5年12 月点検を行った。

点検結果については、眞情大橋、二反地橋の2橋とも予防保全段階である判定区分Ⅲであった。

これらの点検結果を受けて、引続き適正な 維持管理を行っていく。